

# 「緊急援助資金規定」

- 第1条 (目的)  
緊急災害、その他これに類する事項の緊急援助のため「緊急援助資金」(以下、資金という)を設ける。  
この資金は災害救助法を適用された335-A地区内の災害、及びこれに準ずる緊急援助の必要を認めた災害に関し、被災クラブの維持・再建を目的として使用する。
- 第2条 (委員会名称)  
前条の資金管理を行うため、緊急援助資金委員会を設ける。(以下委員会という)
- 第3条 (委員会の構成)  
委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。  
1項 委員長は地区ガバナーが当たる。  
2項 副委員長は第1・第2副地区ガバナーが当たり、委員にはキャビネット幹事、キャビネット会計全リジョン・チェアパーソンが当たる。  
更にこの他にも委員の増員を地区ガバナーが必要と認めた場合には地区ガバナーが委員を追加任命することができる。  
3項 委員長不在、または事故ある時は副委員長(第1・第2副地区ガバナー順次)がこれに当たる。
- 第4条 (資金の調達)  
1項 1999年6月30日現在の緊急援助資金を資金に繰り入れる。  
2項 地区において剰余金が生じた場合、地区運営に支障がない限り、資金に繰り入れることができる。  
但し、その場合キャビネット会議での承認を必要とする。  
3項 地区内、全会員からの拠出金を資金とする。  
この場合の拠出金は年間会員1人当たり1,000円、資金積立目標金額を5,000万円とする。  
但し、会員1人当たりの拠出金額等については、地区年次大会の決議を経なければならない。  
4項 資金から生ずる利息は繰り入れる。
- 第5条 (援助の種類)  
1項 拠出  
2項 緊急援助(立替)
- 第6条 (運用)  
1項 援助の発案は地区ガバナーが行う。  
2項 援助に当たっては、委員会の2分の1以上の賛成を要する。  
但し、必要に応じて電話・ファックス・インターネット等によって決定し、事後文書を作成し、それを確認することができるようにする。  
3項 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。  
4項 委員長は、速やかに支援内容を各クラブ会長に通知する。
- 第7条 (監査)  
委員会はこの資金の用途につき、事後キャビネット会議に報告し、地区会計監査の監査を受けるものとする。
- 第8条 (リジョン・チェアパーソン空席)  
地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンを任命せず空席の年度では、次の通りリジョン・チェアパーソンをゾーン・チェアパーソンと読み替え運用する。  
第3条2項
- 第9条 災害援助資金が不足の場合は、当資金を第5条2項により一時的に流用することを認める。  
但し、災害援助資金より流用額を返済するものとする。
- 第10条 (施行及び改廃)  
この規定の改廃はキャビネット会議の決議による。

## (附則)

2000年7月 1日	施行
2006年7月24日	一部改正施行
2011年5月30日	一部改正施行
2013年7月23日	一部改正施行
2016年2月17日	一部改正施行
2018年2月16日	一部改正施行